

第 16 号

規則第 21 条第 1 項第 16 号 放射線管理の状況の報告に関すること。

【対象事業者：使用者等】

本号では、使用者等の安全管理を行う組織又は事業所等の責任者等が、法令を確実に遵守するため、原子力規制委員会に報告する事項、報告時期及び報告する責任者等をあらかじめ定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

16-1) 下記の事項に関する報告の手順を規定すること。

①規則第 28 条の 3 の規定に該当する事象が生じた場合の報告（事故等の報告）

解説）

事故等の報告として、規則第 28 条の 3 の規定に該当する事象のうち、各事業所で起こりえる事象を選び、規程に定めるとよいでしょう。報告する責任者へ、現場から速やかに事故の連絡が届くように、下部規程等で連絡系統図を作成しておきましょう。責任者不在の場合の代理になる者もできるだけ規定しておきましょう。

また、県条例等で報告を義務づけられている場合は、その旨も規定しておきましょう。

なお、事故の判断解釈については「放射性同位元素等の規制に関する法律第 31 条の 2 の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 28 条の 3 の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈(改正 令和元年 7 月 24 日 原規放発第 19072415 号 原子力規制委員会決定)」も参考にするとよいでしょう。

②規則第 39 条第 2 項の報告書（放射線管理状況報告書）の提出（提出期限を含む。）

解説）

毎年度提出する放射線管理状況報告書に係わる事項を事業所の実態に合わせて規定します。規則に示されている提出期限を遵守し、報告する責任者を規定します。

関連条文例

16-1) 報告の手順

(事故等の報告)

第〇〇条 事業所長は、次の各号に掲げる場合に備えて□□（委託する規程等の名称）に従い通報連絡系統をあらかじめ整備し、事故等の発生時にはその旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、原子力規制委員会が定める濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、原子力規制委員会が定める濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。

- (5) 放射性同位元素等が管区域内で異常に漏えいしたとき。
- (6) 使用施設等の基準で規定される線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
- (7) 放射性同位元素等の取扱における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては 5 ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては 0.5 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (8) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれがある被ばくがあったとき。

2 事業所長は、前項に該当する場合においては前項の措置に加え、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届け出なくてはならない。

(放射線管理状況報告書の提出)

第〇〇条 事業所長は、年度毎に以下に規定する放射線管理状況について、次年度の 6 月 30 日までに原子力規制委員会の定める様式による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- (1) 放射線施設等の点検の実施状況
- (2) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の放射性同位元素等の保管の状況、放射線業務従事者数及び個人実効線量分布